

第16回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
～郡山市新しい生活様式推進本部会議～

次 第

日 時：令和3年4月23日（金）15：00

場 所：特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

(2) 新型コロナウイルス感染症患者の状況について

(3) 新型コロナウイルスに係るワクチンの接種について

(4) その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージを掲載しています。

～Governor's message for the people of Fukushima～（英訳はこちら）

令和3年4月22日（木曜日）県民の皆様への知事メッセージ

はじめに、昨年3月に県内で初の感染者が確認されて以降、日々全力で検査に臨まれ医療機関との入院調整や、自宅療養されている方のフォローに当たられるなど、患者さん一人一人に寄り添って対応いただいている保健師の皆様を始め、医療従事者の皆様、感染症対策に携わる皆様に、改めて深く敬意と感謝の意を表します。

また、感染拡大の防止に向けて、様々な御協力を頂いている県民の皆様、事業者の皆様にご心から感謝を申し上げます。

全国においては、昨日（4月21日）、1月23日以来となる5,000人を超える新規感染者が確認されました。東京都、大阪府、京都府、兵庫県においては急速に感染が拡大していることから、これら4都府県に3度目の緊急事態宣言が発令される見込みであるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

県内においては、4月に入り、高齢者施設や大学、学校、事業所などで13件のクラスターが発生しており、県外への往来や飲食店の利用、クラブ・サークル活動などが原因と考えられる感染者や感染経路不明者が依然として多く確認されています。また、新規感染者数も、8日に過去最多となる53名を記録し、昨日までに県内26市町村の幅広い地域で感染が確認されています。

福島県内の病床使用率は、昨日時点で47.5%となっておりますが、いわき市長から病床ひっ迫宣言が出されるなど、本県の医療提供体制は、大きな負荷が掛かる深刻な状況が続いています。

こうした中、間もなく、ゴールデンウィークを迎えることとなりますが、感染拡大地域との往来や大人数での飲食、会食等により新たなクラスター等が発生した場合、爆発的な感染拡大につながり、医療提供体制が危機的な状況に陥るおそれがあります。

県民の皆様、事業者の皆様には、強い危機意識を持って、今後も気を緩めることなく、自分自身と大切な方のため、そして、県内の医療提供体制を守るため、一人一人が感染防止対策に取り組んでいただくよう、改めてお願いをいたします。

現在の県内の感染状況を踏まえ、県民の皆様、事業者の皆様へ3点お願いをいたします。

1点目は、県民の皆様におかれては、感染状況や感染リスクが高まる「5つの場面」を十分に意識した慎重な行動をお願いします。特に、「病床ひっばく宣言」を出されたいわき市など感染者数の増加が続く都市部の皆様におかれては、これ以上の感染拡大を防ぐためにも、強い危機意識を持って行動されるようお願いいたします。

2点目は学校関係の皆様へのお願いです。新年度に入り、児童、生徒、学生など若い方への感染が広がっています。

大学・専門学校においては、対面授業やサークル活動が本格化しますが、感染防止対策が徹底できないサークル活動や大人数での懇親会など、感染リスクの高い活動を控えるよう、改めて学生の皆様への注意喚起の徹底をお願いします。

また、小中学校や高等学校においても、学校活動や部活動などでの感染防止対策の徹底をお願いします。

3点目は、ウイルスの変異株についてのお願いです。県内でも変異株による感染が確認されておりますが、基本的な感染対策は、これまでと変わらないことから、日頃の感染防止対策の徹底をお願いします。

次に、ゴールデンウィークが近づき、人の移動が活発になることで、感染拡大のリスクが高まる懸念されることから、ゴールデンウィークに向け、大きく2点お願いします。

まず、帰省や旅行についてのお願いです。全国的な感染拡大が見られる中、他地域への移動による感染拡大防止を徹底するため、緊急事態宣言の発令が見込まれる地域や、宮城県など、まん延防止等重点措置が適用された地域、独自の緊急事態宣言が出された山形県など、感染拡大地域との不要不急の往来は自粛するようお願いいたします。

また、その他の地域についても、帰省や旅行、大人数が集まる場所等へのお出かけは慎重に検討するようお願いいたします。特に発熱等の症状がある方などは厳に控えてください。

帰省する場合にも、帰省までの間、感染リスクが高い場所に近づいたり、大人数で会食することを控え、手指消毒やマスク着用等の基本的な感染防止対策を徹底するなど、高齢者への感染につながらないように注意をお願いします。

会食する場合には、感染防止対策が徹底されていない、接待を伴う飲食店や酒類を提供する飲食店等の利用、大人数での飲食は控え、家族や少人数で「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」の徹底をお願いします。

次に、観光施設、集客施設等についてのお願いです。事業者や施設管理者の皆様におかれては、利用者、参加者の手指消毒やマスク着用の徹底を図るほか、密集を回避するため、必要に応じて参加人数を制限するなど感染防止対策の徹底をお願いします。

県民の皆様、事業者の皆様には、引き続き、御不便・御苦勞をお掛けしますが、県内の感染状況の深刻さを御理解いただき、御協力をお願いします。

3健第1079号
令和3年4月22日

各市町村長
各中核市保健所長 様

福島県保健福祉部長

〔福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長
(公印省略)〕

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

全国では、昨日、1月23日以来となる5,000人を超える新規感染者が確認され、東京都、大阪府、京都府及び兵庫県では急速な感染拡大から、3度目の緊急事態宣言が検討されるなど依然として予断を許さない状況が続いています。

県内においては、4月以降、高齢者施設や大学、学校、事業所などで13件のクラスターが発生し、県外への往来や飲食店の利用、クラブ・サークル活動などが原因と考えられる感染者や感染経路不明者が依然として多く確認され、また、新規感染者数も8日に過去最多となる53名を記録し、昨日までに県内26市町村の幅広い地域で感染が確認されております。

県内の病床使用率は、昨日時点で47.5%となっていますが、いわき市で病床ひっ迫宣言が出されるなど、本県の医療提供体制は、大きな負荷が掛かる深刻な状況が続いています。

間もなく、ゴールデンウィークを迎える中、感染拡大地域との往来や大人数での飲食、会食等により新たなクラスター等が発生した場合、爆発的な感染拡大につながり、医療提供体制が危機的な状況に陥るおそれがあります。

本日開催しました「第67回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」では、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を改定し、国分科会から示された感染ステージ判断の指標変更に合わせた見直しを行うとともに、大型連休中の対策として、県民や事業者に対し、感染拡大地域との不要不急の往来を控えていただくことや施設等での密集回避等の対策など感染防止対策の徹底を図るよう要請しましたのでお知らせします。

つきましては、今回の決定内容について、関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。

〔事務担当 総括班企画・総合調整チーム〕

電話(総括班) 024-521-7872

e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp

大型連休期間の新型コロナウイルス感染拡大防止対策のお願い

令和3年4月22日施行 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

全国的に感染拡大が続き、予断を許さない状況にあります。県内においても、4月には1日当たり過去最多となる53名の新規感染者数を記録するなど感染が拡大しており、病床利用率も高い水準で推移しております。これから全国的な人の移動が活発化する**ゴールデンウィークを迎える中、今後の感染拡大が非常に懸念されます**。県民の皆さま、施設管理者・事業者の皆さまには、ゴールデンウィーク期間、以下の感染拡大防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

ゴールデンウィーク期間：4月29日(木・祝)～5月9日(日)

県民の皆さまへのお願い

施設管理者・事業者の皆さまへのお願い

○宮城県や首都圏を始めとしたまん延防止等重点措置が適用された地域及び独自の緊急事態宣言中の山形県などの感染拡大地域との不要不急の往来は控えるようお願いいたします。

飲食店に関連する皆さま

○業種別ガイドラインを自己点検の上、感染防止策の徹底をお願いいたします。

○感染拡大地域以外への帰省・旅行、不特定多数が集まる場（イベント・集客施設等）に行くことについては慎重な検討をお願いいたします。
（特に発熱等の症状がある方などは厳に控えてください）

イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・ 伝統行事(お祭り等) に関連する皆さま

○参加人数の制限の遵守や入場整理の強化などにより、**密集回避・感染防止策の徹底**をお願いいたします。

○どうしても帰省する必要がある場合は、帰省までの間、感染リスクが高い場所に行くことを控え、大人数の会食を控えるなど、高齢者への感染につながらないように注意をお願いいたします。

大規模小売店・商業施設に関する皆さま

○ゴールデンウィーク中の催物・バーゲンセール等は**人数制限等、感染防止策の徹底**をお願いいたします。

○会食する場合には、感染防止対策が徹底されていない接待を伴う飲食店や酒類を提供する飲食店等の利用、大人数での飲食は控え、家族や少人数で「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫(※)」の徹底をお願いいたします。

- (※) ①少人数・短時間で。 ②なるべく普段一緒にいる人と。
③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で。 ④箸やコップは使いまわさず、一人一人で。
⑤座席の配置は斜め向かいに。 ⑥体調が悪い人は参加しない。
⑦マスクができない飲食中は会話を控える。
⑧ステッカーの掲示があるなど感染対策がしっかりしている店舗を利用する。

福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

(令和3年4月22日改定)

福島県

1. 重点対策 ※4月1日(木)から5月9日(日)まで

(1) 県民の皆さまへ

- ・地域の状況や感染リスクが高まる「5つの場面」を十分意識し慎重に行動すること。
- ・宮城県や首都圏を始めとしたまん延防止等重点措置が適用された地域及び独自の緊急事態宣言中の山形県などの感染拡大地域との不要不急の往来は控えること。
(不要不急の往来の例：帰省や旅行)
- ・感染対策が徹底されていない接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用を控えること。
- ・大人数での飲食を伴う懇親会や会合は控えるようお願いします。

(2) 施設管理者・事業者の皆さまへ

- 医療機関、高齢者・障がい（児）者施設
感染防止対策に見落としがないか、改めて確認すること。
高齢者・障がい者（児）施設では、保健師等による訪問チェックを活用すること。
- 大学・専門学校
感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底すること。
(例：大人数での飲み会、感染防止対策が徹底できないサークル活動、緊急事態宣言対象地域を始め感染拡大地域への旅行や帰省など)
- 小・中・高等学校等
学習活動や部活動での感染防止対策を再確認するとともに徹底すること。
- 飲食店等
業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること。

(3) 県の対応

<上記と併せて実施する対応>

- 高齢者・障がい（児）者施設で感染拡大が見られる地域については、地域に所在する施設職員等にPCR検査を実施する。
- 感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し認定ステッカーを交付する。（「ふくしま感染防止対策認定店」制度）

<感染の再拡大が見られた場合の対応>

- 酒類を提供する飲食店等を起点とする感染拡大が見られる地域については、特措法に基づく営業時間の短縮要請を行う。

2. 基本的な対応方針

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底的に回避すること。
- ・感染防止対策（手指消毒、状況に応じたマスク着用、大声を避ける、十分な換気、人と人との距離の確保など）を徹底すること。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」（別紙1参照）や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（別紙2参照）に留意すること。
- ・感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人、最近こうした地域を訪問した方等と一緒に過ごす場合は、屋内（家庭）等においてもマスクの着用や換気などの対策に注意すること。
- ・「接触確認アプリCOCOA」を活用すること。
- ・発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養すること。
- ・体調に異常を感じたときはかかりつけ医や「受診・者相談センター」に相談すること。

イ 職場における感染対策

- ・体調が悪い場合は出勤しない、させないこと。
- ・時差出勤や在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、テレビ会議などの取組を推進すること。
- ・冬期間においても適切に換気を行うこと。
- ・休憩室や更衣室等での感染対策を徹底すること。

ウ 移動に関する感染対策

〈県外に移動する場合の注意事項〉

- ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・移動先（地域）の感染状況を十分に確認すること。
- ・3密となるような場所には近づかない、感染防止対策が徹底されていない施設等
は利用しない、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなど、細心の注意を払った上で、より一層慎重に行動すること。

〈感染が拡大している地域に移動する場合の注意事項〉

- ・移動の必要性を慎重に判断すること。
- ・3密や大声を出す場面、会食や宴会などの感染の広がりが見られるような場所への訪問は控えること。
- ・接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための取組を行うこと（こうした地域から家族が帰省する場合等を含む）

(2) 施設に対する協力依頼 等

- ア クラスターの発生を未然に防止するため、全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づく、感染防止対策を確認し徹底すること。
- イ 接触確認アプリのダウンロードを従業員や利用者に促すこと。
- ウ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組ステッカー」や「新しい生活様式実践ポスター」を活用すること。
- エ クラスターなどが発生し感染経路の追跡が困難な場合には、必要により感染症法に基づき店舗等の名称を公表して感染拡大防止の徹底を促す。

(3) イベント等に関する協力依頼（4月末まで）

ア 収容率及び人数上限の目安

イベント主催者及び施設管理者の双方において、イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置が「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合には、収容率及び人数上限を緩和する

（詳細は別紙3から6のとおり）。

- ① 収容率要件については、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制度を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- ② 人数上限は、収容人数の50%（収容人数10,000人以下の場合は5,000人）として上限を設定する。

イ 事前相談

全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベント主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

ウ 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

- 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1 m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。なお、別紙6の条件がすべて担保される場合には、開催可能とする。
- 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。
- 開催する場合には、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1 m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。
- イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。

3. 県内の感染状況に応じた対応

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「感染再拡大（リバウンド）防止に向けた指標と考え方に関する提言（令和3年4月15日）」（以下「分科会提言」という。）を参考に感染拡大を防ぐため、次により対応する。

ステージⅠ・Ⅱにおける対応

ステージⅠ及びステージⅡにおいては、分科会提言の指標のうち、特に「新規陽性者数」と「病床の使用率」を注視しながら、県内の感染状況がステージⅢの水準に達しないよう、以下の対策を講じる。

- ・新しい生活様式の普及・啓発及びガイドラインに基づく感染防止対策の徹底
 - ・医療提供体制と検査体制の強化
 - ・感染者の早期発見とクラスターの未然防止
 - ・感染拡大の傾向がみられる場合には、県民・事業者に向けて注意喚起
- また、感染の状況に応じて、機動的にステージⅢの対策を講じる。

ステージⅢ・Ⅳにおける対応

ステージⅢ又はステージⅣへの移行は、分科会提言の指標を参考に総合的に判断する。具体的な対応については、分科会提言に示されているそれぞれのステージで講ずべき施策を参考に、外出自粛の要請や施設の使用制限の協力要請等を含め検討する。

ステージⅠ

医療提供体制に特段の支障がない段階

医療提供体制に特段の支障を及ぼさない感染の水準にある状況であり、特に地方部では感染者が散発的にしか発生しない状況である。

ステージⅡ

感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

11頁の取組
を実施

ステージⅢの指標
(上昇局面ではより積極的に)

ステージⅢの指標
(下降局面ではより慎重に)

ステージⅢ

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。

ステージⅢで
講ずべき施策
(12頁)
を実施

ステージⅣの指標
(上昇局面ではより積極的に)

ステージⅣの指標
(下降局面ではより慎重に)

ステージⅣ

爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。

ステージⅣで
講ずべき施策
(13頁)
を実施

	医療提供体制等の負荷			感染の状況			
	①医療の逼迫具合 ^{注1}			②療養者数 ^{注2}	③PCR陽性率 ^{注3}	④新規陽性者数 ^{注4}	⑤感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床				
ステージⅢ の指標	確保病床の 使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の 使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50% 以上
ステージⅣ の指標	確保病床の 使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の 使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50% 以上

※4月22日
追加

- 注1 医療の逼迫具合に関しては、一般医療と両立可能な最大限の病床を確保し、医療提供体制を強化することが前提である。確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において一般医療と両立可能な範囲で最大限確保した病床であり、当該計画における最終フェーズまでに、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、患者受入れを行うことについて医療機関と調整済の病床をいう。入院率とは療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。また、新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には入院率を適用しない。これらの指標以外にも、大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制を見るための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。
- 注2 療養者数とは入院者数及び自宅・宿泊療養者数等を合わせた数をいう。ただし、地域によっては、変異株の影響により療養期間が2週間以上と長くなることも見られることから、療養者数の指標については弾力的に判断する必要がある。なお、今後、療養者数等の指標の目安を変更する場合には、感染性に関係すると思われるPCR検査のct値も参考に検討する必要がある。
- 注3 PCR陽性率については、増加速度についても注意を払うこと。
- 注4 新規陽性者数については、日々の入手可能性を踏まえつつ、発症日での検討結果も考慮するとともに、若年層や高齢者など年齢階層別新規陽性者数の動向も注視することが重要である。特に20-30歳代の新規陽性者数は先行指標として重要である。

①ステージに関わらず講ずべき施策

参考資料

出典:新型コロナウイルス感染症
対策分科会提言(4/15)抜粋

※4月22日追加

感染防止策

【対国民】:適切な感染対策の徹底及び協力意識の再醸成に向けた情報発信

- 「三密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」(特に飲食の場面等)等の徹底回避の周知。
- 季節の恒例行事に関する注意喚起。
- 旅行等、県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底し、できるだけ小規模分散。

【対事業者等】

- ガイドライン遵守の徹底。(飲食店におけるアクリル板の設置又は対人距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底等)
 - ガイドラインや認証制度等の取組の強化。
- 感染リスク等を踏まえた重点的な検査。(感染拡大地域における高齢者施設等の従業員の定期検査等)
- 感染拡大の予兆を探知するための疫学情報の分析やモニタリング検査の実施及びアプリの活用も含めた健康管理の徹底等。
- 上記により感染拡大の予兆が探知された場合
 - 当該エリア等における注意喚起や重点的な検査等感染防止策の強化。
 - 積極的疫学調査による感染源や感染経路の推定。
- さらに感染の拡大がみられる場合
 - 24条9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請。(時間帯等は都道府県知事が判断)
 - 特定の地域で感染の急拡大がみられる場合は、ステージⅡであっても「まん延防止等重点措置」の活用を検討。
- テレワークの推進。
- 症状がある場合の休暇取得及び受診促進のための環境整備。
- 感染の状況に応じたイベント開催制限。

公衆衛生体制

- 人材や物資(PPE等)の確保及びワクチン接種の促進。
- 積極的疫学調査の徹底による感染源の封じ込めなどの着実な実行のための効率的な保健所業務執行への支援。
(人材の更なる雇用、民間への外部委託、都道府県と域内の保健所設置区市との合同対策本部による人材の機動的な配置等)
- 変異株スクリーニング検査・ウイルスゲノム解析の促進及び国立感染症研究所の迅速な分析による変異株の監視体制の更なる強化。
- 医療機関及び高齢者施設等において感染が疑われる者が発生した場合の迅速な検査及び院内・施設内感染発生時の迅速な支援。
- 医療機関及び高齢者施設等におけるアプリの活用も含めた健康管理の徹底等。

医療提供体制

- 宿泊療養施設、入院患者受入病床の体制整備、感染者急増時の緊急的な対応方針の見える化及び状況に応じた見直し。

その他の重要事項

- 感染防止策の進化。(AIシミュレーション、飛沫シミュレーション、新技術導入)
- ガイドラインの遵守についての働きかけ・見回りの強化。
- 水際対策の適切な実施。
- 偏見・差別等への対応、感染対策に配慮した療養者や施設入居者の見舞い、尊厳ある看取りと葬儀の実施、社会課題への対応等。
- 雇用・事業・生活を守るための感染状況に応じた必要な経済・雇用対策の実施。

感染防止策

【対国民】

- 都道府県独自の強い警戒メッセージの発出。
- 飲食の場面を中心に季節の恒例行事等を極力控えることや不特定多数が集まる混雑の徹底回避の周知。
- 感染防止策が徹底できない場合における、感染が拡大している圏域との往来自粛の要請。
- ガイドライン非遵守店（特に、アクリル板の設置又は対人距離の確保が守られていない店等）を利用しないよう呼びかけ。

【対事業者等】

- 24条9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請。（必要に応じ適用区域の拡大や時間帯の強化等）
- 「まん延防止等重点措置」の活用。

（法令事項）

- 当該エリアの飲食店及びカラオケ店等に対する時短要請。（時間帯の強化等）
- 飲食店等に対し、マスク着用等感染防止策を実施しない者の入場禁止、アクリル板の設置又は対人距離の確保、マスク会食等の周知等を要請。
- 利用者に対して営業時間短縮が要請されている時間帯・業態にみだりに出入りしないことを要請。

（他の政策パッケージ）

- 自治体による営業時間短縮要請やガイドラインの遵守※についての働きかけ・見回りの強化。
- 自治体による歓楽街等の感染リスクが高い場所における重点的な検査や高齢者施設等における頻回検査の実施。
- 自治体から住民に対し混雑している場所や時間を避けて行動するように要請。
※特にアクリル板の設置又は対人距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底等。

- クラスター対策、特に院内・施設内感染対策の更なる強化。
- テレワークの徹底。
- 感染状況に応じた厳格なイベント開催制限。

公衆衛生体制

- 積極的疫学調査・クラスター対策等の保健所機能の維持のための支援。
- 保健所への人材の派遣・広域調整。
- 保健所機能を強化し、できる限り、積極的疫学調査・クラスター調査等を継続。
- 歓楽街等の感染リスクが高い場所における重点的な検査や高齢者施設等における頻回検査の実施。（再掲）

医療提供体制

- 感染者急増時の緊急的な対応方針に沿った病床、宿泊療養施設の追加確保等。臨時の医療施設の準備・適宜開設・運用開始。
- 都道府県域を超えた患者受入れ調整。（広域搬送）
- 宿泊療養、自宅療養の適切な実施。

その他の重要事項

- 営業時間短縮要請やガイドラインの遵守についての働きかけ・見回りの強化。（再掲）

感染防止策

- 全国的にまん延のおそれがある場合等には「緊急事態宣言」を検討。

【対国民】

- 不要不急の外出自粛の要請。
- 飲食の場面を中心に季節の恒例行事等の自粛要請。
- 不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるよう呼びかけ。

【対事業者等】

- 45条2項等に基づく飲食店への営業時間短縮要請。（適用区域の拡大・時間帯の強化等）
- 飲食店以外の政令11条1項の施設への営業時間短縮等の働きかけ。
- 「出勤者数の7割削減」を目指したテレワーク等の徹底。
- イベント開催要件の更なる厳格化。人数管理が困難なイベントの自粛呼びかけ等。

公衆衛生体制

- 保健所機能の維持のための更なる支援。（国や他の都道府県への人材派遣の要請等）
- 感染状況と保健所の負荷を勘案した上で、やむを得ない場合には、重症化リスクを踏まえた積極的疫学調査・クラスター対策等の重点化。

医療提供体制

- 一般医療を制限することには限界があることに留意しつつ、入院治療が不可欠な方への医療提供を確保する等の感染者急増時の対応。
（高齢者等のハイリスクではあるものの軽症・無症状である者への宿泊療養の開始も検討）
- 臨時の医療施設の運用・追加開設。

その他の重要事項

- 営業時間短縮要請やガイドラインの遵守について、個別施設への働きかけ強化。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
②なるべく普段一緒にいる人と、
③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※1はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2。）
※1 フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限る。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

参考資料

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について (令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にして、催物に限定して、収容率を100%以内にする事ができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

参考資料

「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

<p>大声での歓声・声援等がないことを 前提としうるものの例</p>	<p>大声での歓声・声援等が 想定されるものの例</p>
<p>音楽</p>	<p>音楽</p>
<p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲 等のコンサート</p>	<p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p>
<p>演劇等</p>	<p>スポーツイベント</p>
<p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p>	<p>サッカー、野球、大相撲 等</p>
<p>舞踊</p>	<p>公営競技</p>
<p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p>	<p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p>
<p>伝統芸能</p>	<p>公演</p>
<p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p>	<p>キャラクターショー、親子会公演 等</p>
<p>芸能・演芸</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブ</p>
<p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>
<p>公演・式典</p>	<p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>
<p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p>	
<p>展示会</p>	
<p>各種展示会、商談会、各種ショー</p>	
<p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>	

参考資料
「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 <p>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</p>

参考資料

「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

郡山市の新型コロナウイルス感染症患者の状況 2021.4.22公表分(4.21判明分)まで

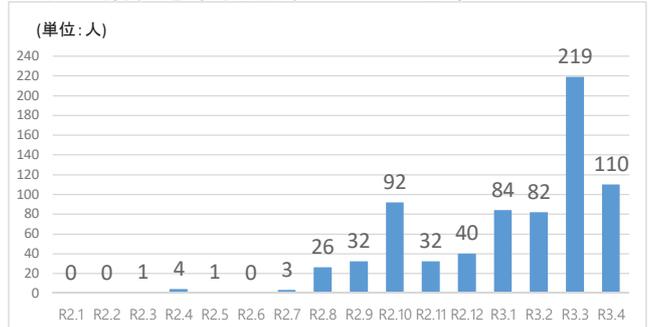
◆陽性患者の状況

726人		陽性患者						
		男女別		入院中	入院調整中	宿泊療養中	自宅療養中	退院
		男	女					
		395人	331人	164人	0人	3人	0人	559人

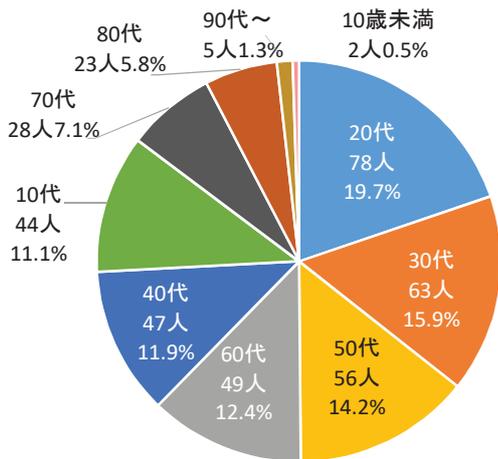
※入退院情報は速報値。

平均入院期間 ※入院勧告の期間(退院者のみ)	14.0日
---------------------------	--------------

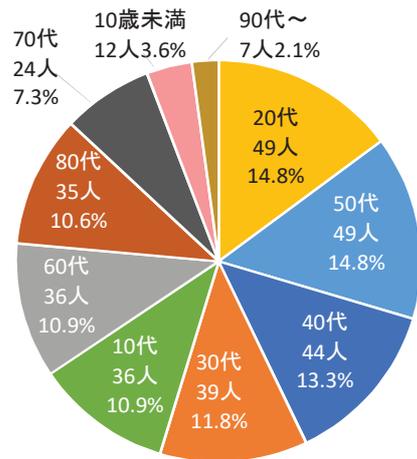
◆月別陽性患者発生数(判明日基準)



◆陽性患者の年代比(男性)

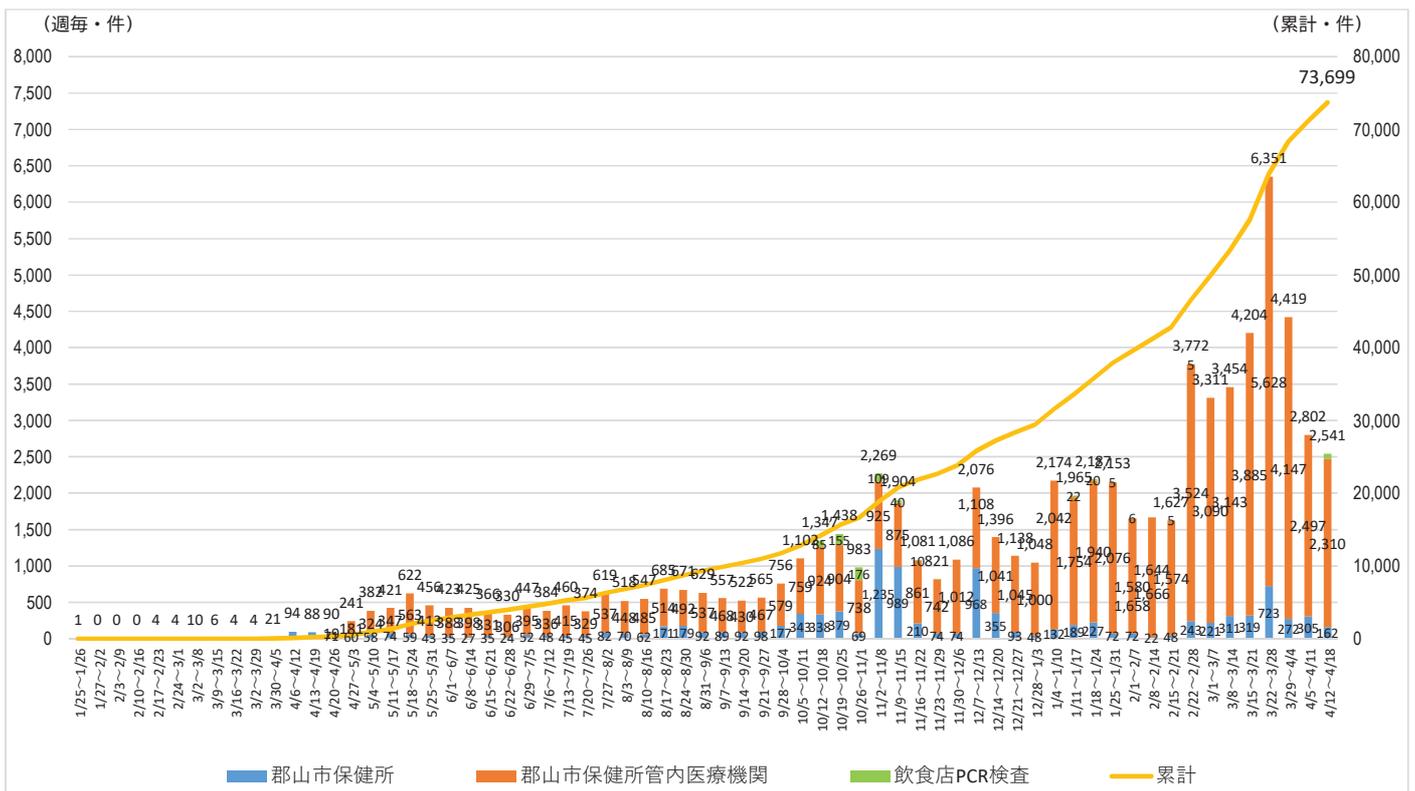


◆陽性患者の年代比(女性)



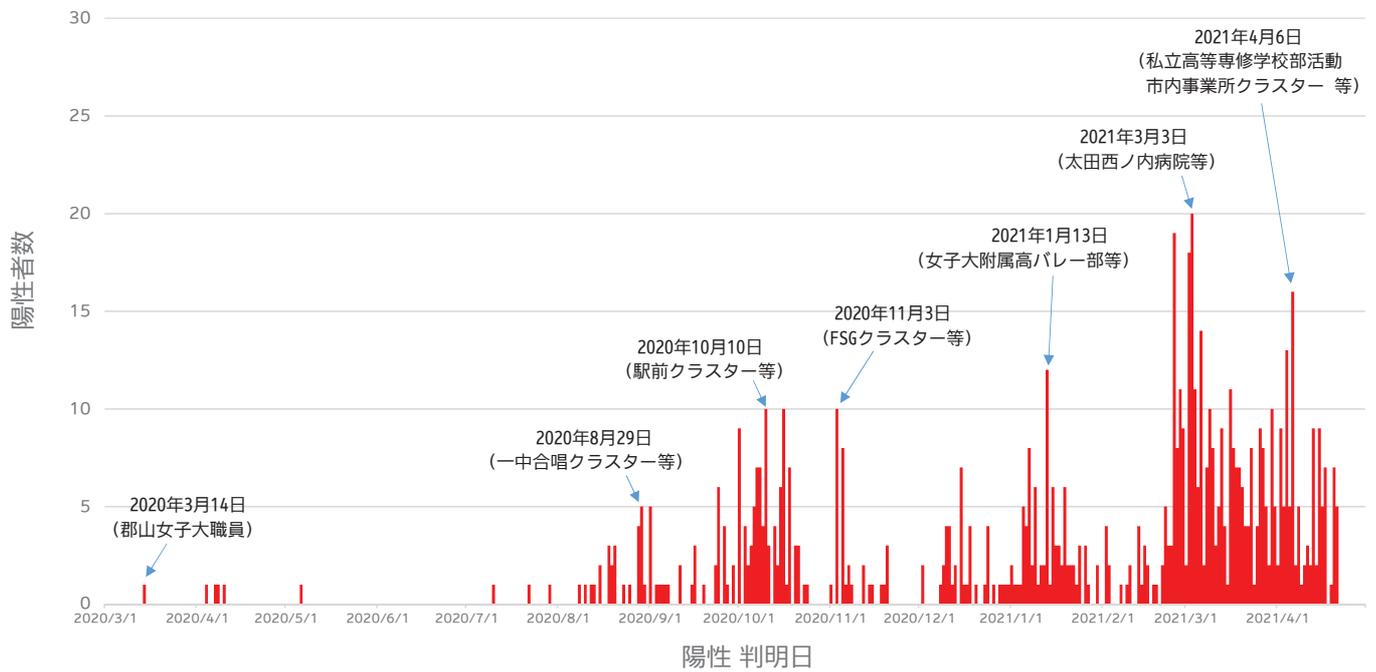
PCR検査件数について

2021/4/22現在(速報値)



新型コロナウイルス感染症 発生状況（判明日別） n=726

2021年4月21日現在



I 新型コロナウイルスワクチンの接種状況

① 高齢者向けワクチン接種状況

		4/12(月)	4/13(火)	4/14(水)	4/15(木)	4/16(金)	合計	
八山田会場	予約数	100	100	100	100	85	485	
	実績数	100	99	100	100	85	484	
	内訳	高齢者	100	99	100	98	85	482
		医療従事者	0	0	0	2	0	2
向河原会場	予約数	100	100	100	100	85	485	
	実績数	100	100	100	100	85	485	
	内訳	高齢者	100	100	100	97	83	480
		医療従事者	0	0	0	3	2	5
予約数 合計		200	200	200	200	170	970	
実績数 合計		200	199	200	200	170	969	
実績数内訳合計	高齢者	200	199	200	195	168	962	
	医療従事者	0	0	0	5	2	7	

◎ 副反応等の報告

・ 4/16 体調不良者1名
(70歳代 女性)

※4/13のキャンセル1回分は廃棄
※4/15以降のキャンセル分については
接種会場で業務に当たっている医療従事者(7人)に接種

② 市内医療従事者ワクチン接種状況

	人数	接種割合
市内医療従事者数	14,574人	
第1回目接種人数	4,929人	33.8%
第2回目接種人数	3,282人	22.5%

※V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）への登録実績数による。

※2021.4.22現在

これからの新型コロナウイルスワクチン接種について

Ⅱ 4月26日に新型コロナワクチン第2回受付開始

① 受付人数 8,785人(65歳以上：90,377人)

② 受付方法

日付	受付方法	予定件数	受付時間
4/26	電話のみ	2,200件	午前8時30分～午後5時15分まで (予定件数に達した段階で終了)
4/27	電話のみ	2,200件	午前8時30分～午後5時15分まで (予定件数に達した段階で終了)
4/28以降	電話及びインターネット	4,385件	【電話】午前8時30分～午後5時15分まで 【ネット】午前8時30分～24時間受付 (予定件数に達した段階で終了)

③ 第1回受付との比較

第1回受付 (4/1)	第2回受付 (4/26～)
<ul style="list-style-type: none">・ 電話回線20回線・ 電話とインターネット同時受付	<ul style="list-style-type: none">・ 電話回線50回線・ 電話のみの先行予約受付を実施 (4/26,4/27)・ 電話とインターネットの同時受付 (4/28～)・ 予約受付終了後のアナウンス切替

※予約のアクセス方法

電話予約(予約専用ダイヤル 50回線) ※4/26～
(予定件数に達するまで)

☎0120-567-362
(受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで)
※土・日、祝日を除く

インターネット予約(郡山市ウェブサイト) ※4/28～
(予定件数に達するまで)

www.city.koriyama.lg.jp
(受付時間：午前8時30分～24時間受付)

Ⅲ 第3回以降のワクチン受付予定について

5月24日の週からは、「かかりつけ医」などの医療機関での個別接種を開始します

集団接種



or

個別接種



	集団接種（第3回受付分）	個別接種
受付開始	5月10日～	5月10日～
接種開始	5月31日～	5月24日～順次
接種場所	3か所の集団接種会場	136医療機関（4/21現在）

・ 国は、6月末までにすべての高齢者（65歳以上）のワクチン配分を行うこととしており、郡山市においても、できる限り早い時期に希望するすべての高齢者にワクチンを接種できるように取り組む

・ 16歳から64歳までの希望するすべての方にワクチン接種を順次行っていく

Ⅳ 八山田・向河原会場の駐車場について

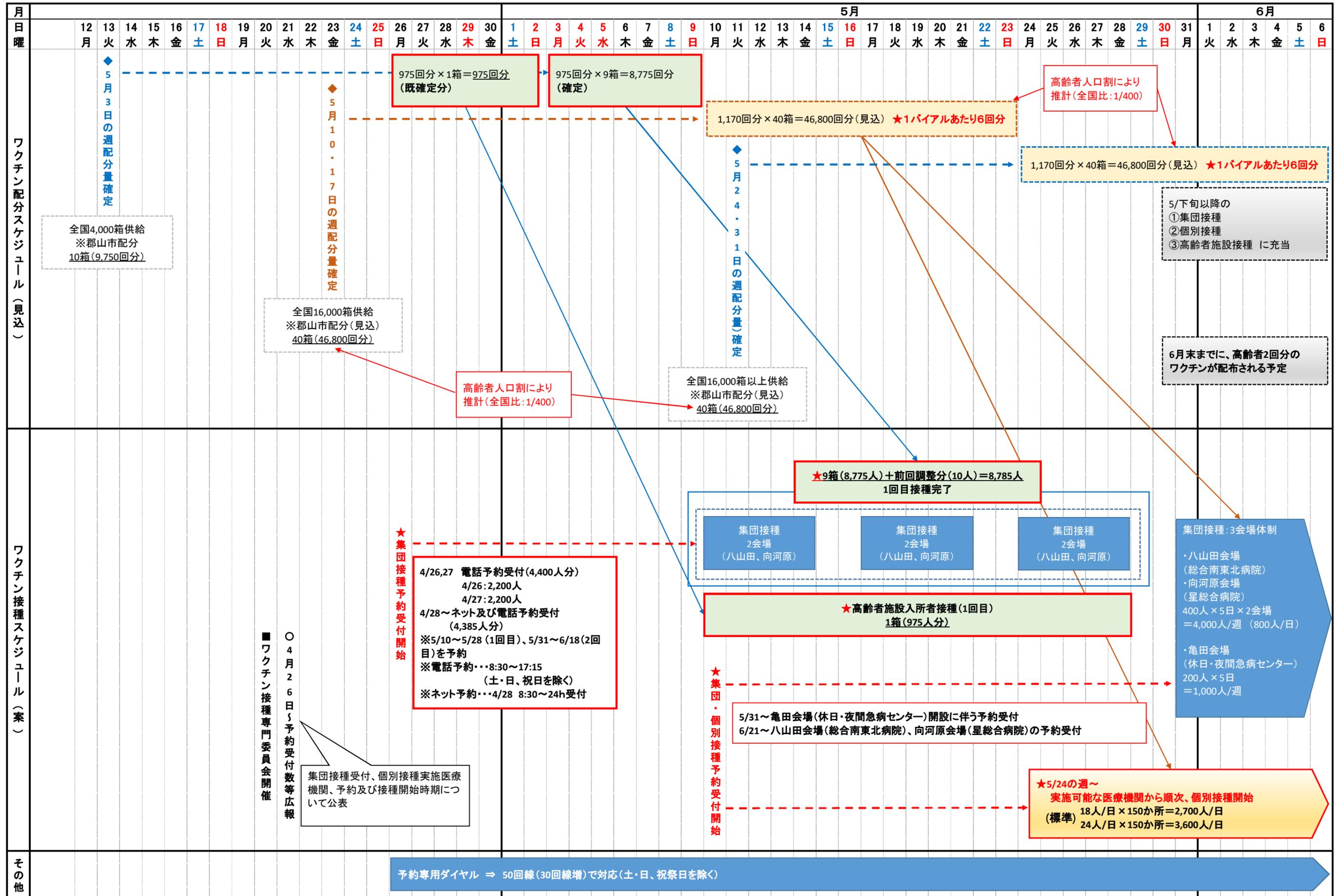
◎ 接種者専用の駐車場

⇒ダイナム福島郡山東店 東側駐車場（郡山市富久山町久保田字宮田6-1外）

※駐車場から八山田・向河原会場へは15分ごとに無料タクシーを運行
→利用者は運転手にクーポン券（接種券）を提示します。

※八山田・向河原会場には接種者専用の駐車場がありません。





(各教育事務所長経由)

3 教健第 1 0 0 号
令和 3 年 4 月 2 2 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)

このことについて、4月に入り、全国では緊急事態宣言の解除後、最多となる新規感染者数が確認され、変異株による影響が懸念されているところです。本県においても、4月の10代以下の感染者数が、過去最高だった1月を4月20日時点で既に超えており、学校に関するクラスター5件が今月に集中発生しています。

つきましては、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知するとともに、既に対策を行っていただいているところではありますが、改めて感染症対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

併せて、各県立学校長へ別紙写しのとおり通知したので御承知くださるようお願いいたします。

(事務担当 義務教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7774)
(高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

令和3年4月22日 県中教育事務所 024-935-1485
事務担当 学校教育課 指導主事 嶋原 幸治



各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについて、4月に入り、全国では緊急事態宣言の解除後、最多となる新規感染者数が確認され、変異株による影響が懸念されているところです。本県においても、4月の10代以下の感染者数が、過去最高だった1月を4月20日時点で既に超えており、学校に関係するクラスター5件が今月に集中発生していることから、各校においても十分な対策を行っていただいているところではあります。下記により感染症対策に万全を期すようお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、地域ごとの活動制限等も検討することとしておりますので御承知おきください。

記

1 学校における基本的な感染症対策について

(1) 健康観察の徹底

- ① 体調チェックシート等により体調の確認を徹底すること。
- ② 体調が悪いときは、無理をせず療養すること。必要に応じて、かかりつけ医または受診・相談センターへ相談すること。
- ③ 体調不良時の対応について、迅速な報告を含め、校内体制の構築を図ること。

(2) 感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）について、適切な感染症対策が取られているか確認しながら実施すること。

(3) 学習活動においては、基本的にマスク着用を促し、マスク着用ができない活動の際は、身体的距離を確保すること。

(4) 生徒、教職員ともに、昼食時の感染リスクを考慮した対策を講じること。例えば、対面での飲食を避け、会話を控えることや、室内の換気にも注意すること。

(5) 陽性者やその家族に関わることについて、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底すること。

(6) 教室や職員室等の換気を、常時または定期的に実施すること。

2 部活動や対外的な交流について

(1) 感染拡大地域への遠征等は控えること。ただし、全国大会等やむを得ない事情により往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。

(2) 健康観察を徹底し、体調が悪いときは無理をせず療養すること。また、体調不良者に対して、差別や偏見につながる発言や対応をしないこと。

(3) 活動後、下校時などの会食を控え、会話の際はマスクを着用すること。

(4) 屋内の活動では、常時または定期的な換気を実施すること。

(5) 活動場所や備品等の清掃及び消毒を実施し、衛生的な環境を保持すること。

(6) 外部団体と交流する場合は、感染症対策について協力を求めること。

3 家庭における基本的な感染症対策について

(1) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人と一緒に過ごす場合は、家庭内においても、マスクの着用などの対策を行うこと。

(2) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスクの着用などの対策を徹底すること。

(3) 家庭内の衛生環境の保持に努め、規則正しい生活を心がけること。

4 連絡体制について

(1) 家庭に対して、学校への速やかな連絡の協力を依頼すること。

(2) 保健所、担当課等への連絡体制を確認しておくこと。

(事務担当	高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769)
(特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779)
(健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777)

2021年度 新型コロナウイルス感染症関連支援策

国

①新型コロナウイルス感染症特別貸付

限度額：中小企業事業6億円、国民生活事業8千万円
融資期間：設備資金20年、運転資金15年
据置期間5年
利率：当初3年間
補給対象貸付上限度額
中小企業事業3億円、国民生活事業6千万円
(事業資金相談ダイヤル☎0120-154-505)

②マル経融資(新型コロナウイルス感染症関連)

限度額：通常の融資額+別枠1千万円
融資期間：設備資金10年(据置期間4年)、運転資金7年(据置期間3年)
利率補給(当初3年間)
(市内の商工会議所・商工会)

③一時支援金

申請期間 3/8~5/31
給付額：法人 60万円以内
個人事業者等 30万円以内
(一時支援金事務局相談窓口☎0120-211-240)

④中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換等を支援
(事業再構築補助金事務局コールセンター ☎0570-012-088)

⑤中小企業生産性革命推進事業

・ものづくり補助金
新製品・サービス開発等のための設備投資等を支援
・持続化補助金
小規模事業者の販路開拓等を支援
・IT導入補助金
ITツール導入による業務効率化等を支援
(生産性革命推進事業コールセンター☎03-6837-5929)

県

①新型コロナウイルス感染症特別貸付

申請期間 7/31まで
限度額：8千万円
融資期間：10年(据置期間1年以内)
利率：固定年1.5%以内
保証料率：年0.5%
(県内の金融機関)

②売上の減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金)

申請期間 5/14まで
交付額：一律20万円
(※国の一時支援金を受けていないこと。福島県緊急対策の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。)
(コールセンター☎024-521-8572)

郡山市

①県制度融資「新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)」の利用者への助成(信用保証料補助) <申請期日9/30まで> **継続**

②売上高等減少対策資金融資 **継続**
限度額：1千万円、信用保証料補助(上限50万円)、当初3年間利子補給 <申請期日3/31まで>

③融資返済計画変更支援補助金 **新規**
金利の減免等の条件変更の金融支援を受けるため生じた経費への補助 <申請期日3/31まで>

④成長融資(信用保証料・利子補給) **拡充**
新商品の研究開発や販路開拓・商圏拡大、事業承継への資金支援 <申請期日3/31まで>

⑤新型コロナウイルス感染症緊急支援給付金 **リニューアル**

家賃、光熱水費等の固定費を支援 <申請期日8/31まで>

⑥宿泊・飲食業等応援クラウドファンディング事業 **継続**

クラウドファンディングを活用した資金調達支援 <申請期日R4.3/31まで>

⑦ニューノーマル対応支援補助金 **リニューアル**

新しい生活様式に対応した業種別ガイドラインなどに基づく対策等への支援 <申請期日R4.1/31まで>

⑧BCP等策定等支援補助金 **継続**

BCPの策定・改定に要する経費の支援 <申請期日R4.3/31まで>

⑨テレワーク等推進補助金(DX推進) **継続**

テレワークの環境整備に要した経費を支援 <申請期日R4.3/31まで>

⑩事業引継ぎ支援補助金 **リニューアル**

支援機関の支援を受けた事業引継ぎ・引継いだ事業の販路開拓等に取り組み事業者への補助 <申請期日R4.3/31まで>

⑪会議・合等開催支援事業補助金 **継続**

新しい生活様式に配慮した会議・合等開催費を支援 <対象となる会議の期間R4.3/31まで>

⑫合宿誘致促進事業補助金 **継続**

市内合宿施設を利用した学生等への合宿費用を支援 <対象となる合宿の期間R4.2/28まで>

⑬宿泊施設誘客促進事業補助金(宿泊懸賞事業) **継続**

市内宿泊施設で実施する誘客促進事業(懸賞)への支援 <キャンペーン実施期間9/30まで>

⑭コンベンション参加者おもてなし事業補助金 **継続**

コンベンション等のMICE参加により市内に宿泊する方への商品券配布 <対象となる大会等の期間R4.3/31まで>

⑮新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金 **継続**

雇用調整助成金等の支給決定を受けた対象者への上乗せ補助 <申請期日R4.3/31まで>

⑯新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金 **継続**

雇用調整助成金等の申請書作成手数料等の補助 <申請期日R4.3/31まで>
(雇用政策課☎024-924-2261)

